

## 東日本大震災からの復興に当たって(参考)

---

## 1．大震災を踏まえた経済財政運営の基本方針

### (2) 当面、短期、中長期の経済財政運営の基本方針

短期(今後3年程度)～自律的成長への土台づくり～

- ・新たな成長の芽(コンパクトシティ、エコタウンの建設、省エネ・新エネビジネス、分散型エネルギーシステムの展開、地域のニーズに合った社会保障サービス、農林水産業の6次産業化等)の育成と資金需要拡大(ファンド等による民間投資の促進やPFI・PPPの活用促進等)の好循環を形成する。

## 第4章 開かれた復興

### (2) 経済社会の再生

復興を契機として日本が環境問題を牽引

環境問題は世界共通の課題である。復興にあたっては、世界の先駆けとなるような持続可能な環境先進地域を東北に実現することで、日本が環境問題のトップランナーとなることが期待される。

東北に豊富に存在する再生可能なエネルギー資源を活用して災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの導入を先駆的に始めることは、低炭素社会の実現にもつながり、他の地域における取組に刺激を与え、加速させる。

また、自然の持つ防災機能や、森・里・海の連環を取り戻すための自然の再生、すばらしい風景の観光資源としての活用などにより、自然環境と共生する経済社会を実現すべきである。このとき、地域に根ざした自然との共生の智恵が大きな意味を持つ。

さらに復旧・復興の過程で発生する大量の廃棄物を徹底してリサイクルするほか、製造業とリサイクル産業をつなぐ先進的な循環型社会を形成することを目指すべきである。こうしたリサイクルの実践は日本の得意とするところであるが、今回の復興を契機としてさらに高い段階に達することが望まれる。

## 1 環境に関する状況 < 東日本大震災関連 >

膨大ながれき等の災害廃棄物が発生。その迅速かつ適正な処理が必要。

被災した工場やがれき等からの、アスベストや様々な有害化学物質の飛散・漏洩等による環境汚染も懸念される。

原子力発電所事故により一般環境中に大量の放射性物質が漏出。

原子力発電所事故の影響により、稼働時の温室効果ガスの排出が少ない原子力発電の割合の低下、再生可能エネルギーの導入促進や節電の取組等によって、温室効果ガスの排出量が影響を受ける可能性。

## 2 環境問題に関係する社会経済の状況 < 東日本大震災関連 >

被災地に立地する工場等が被災し、部品・製品供給の停滞等により、世界の経済活動に大きな影響を与えている。

原子力発電所事故に起因して多くの原子力発電所が停止しており、夏季の電力需要に対応する供給能力の不足が見込まれ、経済活動に大きな影響を及ぼすことが確実。

一方で、震災以降、国民の間に節電に積極的に取り組む機運が高まっており、エネルギーや資源の使用の面から環境や持続可能性への意識に変化の兆しが見られる。

原子力発電所事故の検証結果を踏まえたエネルギー政策の見直しが行われる予定。

発生日時 平成23年3月11日(金) 14時46分

マグニチュード 9.0(暫定値)

場所及び深さ 三陸沖(牡鹿半島の東南東、約130km付近)、深さ24km(暫定値)

各地の震度(震度6弱以上)

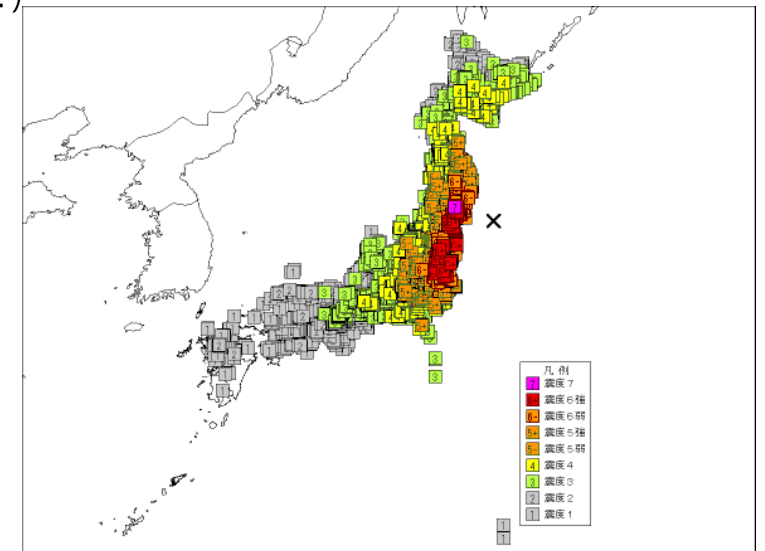
震度7 宮城県北部

震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部  
栃木県北部・南部

震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、  
埼玉県南部、千葉県北西部

主な検潮所で観測した津波の観測値(4月13日16時現在)

相馬	最大波	9.3m以上	11日15時51分
宮古	最大波	8.5m以上	11日15時26分
大船渡	最大波	8.0m以上	11日15時18分
石巻市鮎川	最大波	7.6m以上	11日15時25分



# 東日本大震災の被災状況

死者・行方不明者数	死者 15,069名 行方不明者 9,104名 (5月16日現在、警察庁調べ)
建築物被害(住家)	全壊 9万0,151棟 半壊 3万6,647棟 一部破損 25万8,729棟 全焼・半焼 261棟 (5月16日現在、警察庁調べ)
避難者数	11万5,964人(5月16日現在、警察庁調べ) 46万8,653人(3月14日(ピーク)時点)
直轄管理河川の被災	2,115箇所(5月16日現在、国土交通省調べ)
堤防護岸の被災	岩手、宮城、福島3県(堤防護岸延長300km)において、全壊・半壊が約190km(5月16日現在、国土交通省調べ)
港湾の被災	国際拠点港湾及び重要港湾 11港 地方港湾 18港 (国土交通省調べ)
下水道関係の被災	下水処理場の稼働停止 19箇所(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の沿岸部にある下水処理場)  管渠 135市町村等の下水管66,013kmのうち、946kmで被災 (5月16日現在、国土交通省調べ)
道路の被災総数	高速道路 15路線 直轄国道 69区間 都道府県等管理国道 102区間 都道府県道等 539区間 (5月17日現在、国土交通省調べ)
津波による浸水面積	岩手県58km <sup>2</sup> 、宮城県:327km <sup>2</sup> 、福島県:112km <sup>2</sup> (4月18日現在、国土地理院調べ)

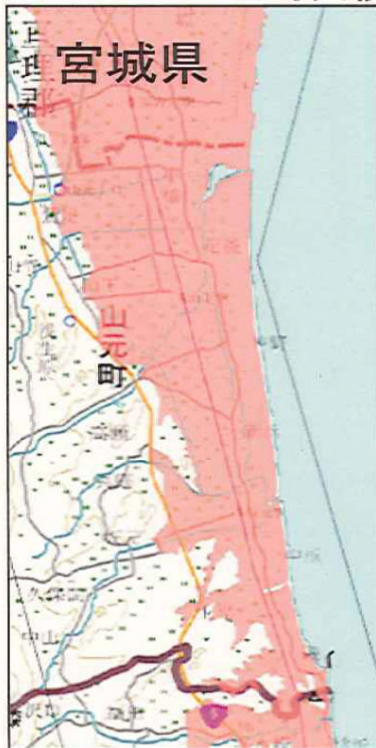
## 岩手県、宮城県及び福島県における浸水範囲の土地利用別面積

県	浸水面積(km <sup>2</sup> )					全体	(参考) 被災した市 区町村の 全体面積
	建物用地・幹線交通用地	うち建物用地	田・その他の農用地・ 森林・荒地・ゴルフ場	河川地及び湖沼・ 海浜・海水域	その他の用地		
岩手県	21	20	18	10	9	58	4,942
宮城県	74	69	183	43	27	327	2,002
福島県	15	13	67	19	10	112	2,456
合計	110	102	268	72	46	497 ※	9,400

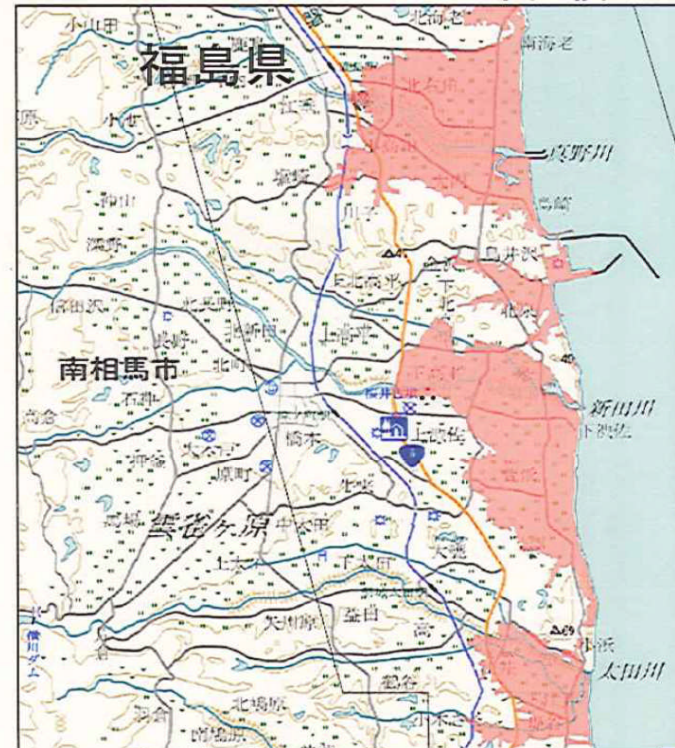
**陸前高田市** 浸水面積13km<sup>2</sup>  
市面積232 km<sup>2</sup>



**山元町** 浸水面積 24km<sup>2</sup>  
町面積 64 km<sup>2</sup>



**南相馬市** 浸水面積 39km<sup>2</sup>  
市面積 399 km<sup>2</sup>



※東京23区面積  
=約622 km<sup>2</sup>  
横浜市面積  
=約437 km<sup>2</sup>

## リアス式海岸地域(陸前高田市)



## リアス式海岸地域(気仙沼市)



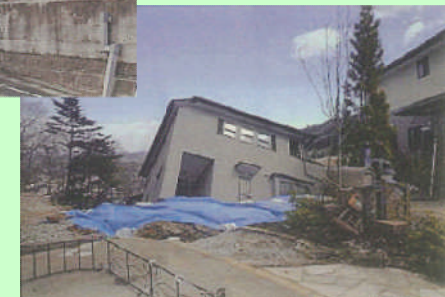
## 平野部(名取市)



## 内陸部(仙台市青葉区折立)



個々の宅地等に被害





## 〈ガイドラインの目的、対象範囲、活用場面〉

ガイドラインは、低炭素都市づくりに関する考え方と対策の効果分析方法を示しています。これから低炭素都市づくりを検討する自治体での活用が期待されています。

## ガイドラインの目的

以下の考え方等を示し、地方公共団体の取組を支援すること。

- ①低炭素都市づくりに関する基本的な考え方
- ②低炭素都市づくりに関する対策効果の把握に必要な方法論、数値情報

## ガイドラインの対象範囲

- ①対象とする温室効果ガスは、我が国の温室効果ガスの大半を占め、都市構造と深いかかわりのあるエネルギー起源「CO<sub>2</sub>」を対象とする。
- ②CO<sub>2</sub>削減に資する都市づくりに関連する交通・都市構造、エネルギー、みどりの各分野のハード・ソフトの幅広い施策を対象としている。

## ガイドラインの活用場面

- 都市計画マスタープランの改定等に際して低炭素都市づくりを都市全体で検討する。
- 都市・地域総合交通戦略等の計画の策定や都市交通施設整備、再開発事業、都市計画施設の整備等を促進していく際に低炭素化への配慮を行う
- 新実行計画策定時に都市づくり施策を検討する。
- 低炭素都市づくりのための対策の効果分析を行う。

## 「新実行計画」との関係

地方公共団体の地球温暖化対策は、地球温暖化対策推進法に基づく「新実行計画」により取り組まれますが、本ガイドラインに基づく成果は、「新実行計画マニュアル」に基づく成果を踏まえつつ「新実行計画」へ積極的に盛り込まれることを想定しています。

## ＜低炭素都市づくりの考え方と方針＞

ガイドラインの第Ⅰ編には、低炭素都市づくりの考え方と方針を示しています。都市構造の変革が低炭素化に大きく関連することから、都市を集約型の構造に転換するとともに、その転換にあわせて低炭素化に取り組むことが重要です。

## 低炭素都市づくりの考え方

- 都市のCO<sub>2</sub>排出状況と排出構造を踏まえた、効果的なCO<sub>2</sub>排出削減に向けた方策の選択が必要
- そのためには、現在のCO<sub>2</sub>排出量を把握し、他都市とも比較しながら、どの分野でどのような方策を実施することが効果的か自己診断することが必要
- この自己診断にもとづいた方策の選択については、集約型都市構造への転換による低炭素化にあわせて、「交通・都市構造」、「エネルギー」と「みどり」という分野別に9の方針を提示した。→第Ⅱ編に9の方針にそった方策をとりまとめ
- この方策の選択と組合せによる効果の把握については、具体的な手順を第Ⅲ編に明示

### 集約型都市構造への転換

- 土地を効率的に利用し多様な自然環境を保全するコンパクトでミクストユースの集約型都市構造の実現⇒方針1
- 自動車交通に過度に依存しない交通体系の実現⇒方針2,3

### 集約型都市構造への転換にあわせた低炭素化への取組

- 都市構造の転換が、エネルギー分野やみどり分野の取組の条件を整え、その展開のきっかけとなる
- エネルギー多消費型都市活動の改善と地域で循環するエネルギー供給体系の確立⇒方針4,5,6
- 都市空間の隅々にいきわたり、都市を取り囲むみどりの空間の確保⇒方針7,8,9

#### A. コンパクトな都市構造の実現と交通対策 (拡散型都市構造から集約型都市構造への転換)

##### 方針1 集約型都市構造の実現

- 集約拠点への公共施設・サービス施設等の立地及び居住の誘導
- 土地利用の複合化(ミクストユース)によるエネルギー需要平準化
- 未利用エネルギー源周辺への大規模な熱需要施設の立地誘導
- 市街地の緑化の推進と周辺の緑地等の保全による緑のネットワークの形成

##### 方針2 交通流対策の推進

- 自動車交通の円滑化のための道路整備
- 交通需要マネジメント

##### 方針3 公共交通機関の利用促進

- 公共交通機関の整備及びサービスの改善

#### B. エネルギーの効率的な利用と未利用・再生可能エネルギーの活用 (エネルギー多消費型都市活動の改善)

##### 方針4 低炭素化に寄与する省エネルギー建物への更新

- 集約化による建物更新の機会を捉えたエネルギー利用の効率化
- 周辺環境を取り入れた省エネルギー建築の立地誘導

##### 方針5 エネルギーの面的活用

- 一体的な都市機能更新の契機等を捉えた面的エネルギーシステムの導入

##### 方針6 未利用・再生可能エネルギーの活用

- 未利用エネルギーの賦存量と需要の調整
- 再生可能エネルギーの活用
- 都市開発を契機とした未利用・再生可能エネルギーの面的導入促進

#### C. 緑地の保全と都市緑化の推進 (自然との共生)

##### 方針7 吸収源の確保

- 緑地の保全・創出
- 市民との連携等による都市緑化の推進

##### 方針8 木質バイオマス利用の推進

- 緑地の保全・管理+市街地での木質バイオマス利用

##### 方針9 ヒートアイランド対策による熱環境改善

- 多様なスケールに応じたヒートアイランド対策の連携

土地利用の具体化

都市機能の複合化

みどりによる生物の多様性確保

建物の効率化・環境共生

交通移動面での効率性・回遊性の向上

低炭素型の集約型都市構造の実現

ガイドラインには、交通・都市構造分野、エネルギー分野、みどり分野毎に対策メニューと対策の例を整理しています。



低炭素型の集約型都市構造の実現

## 前文

生物多様性が人類の生存基盤のみならず文化の多様性を支えており、国内外における生物多様性が危機的な状況にあること、我が国の経済社会が世界と密接につながっていることなどを踏まえた、本基本法制定の必要性を記述

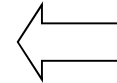
## 目的

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与すること

## 基本原則

### 生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進

保全：野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全  
利用：生物多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用



保全や利用に際しての考え方  
予防的順応的取組方法  
長期的な観点  
温暖化対策との連携

## 年次報告

白書の作成(運用上は、環境白書・循環白書と統合)

## 生物多様性戦略

**国の戦略**：「生物多様性国家戦略」策定の義務規定

**地方の戦略**：地方公共団体が単独又は共同で策定する地方版戦略を努力義務規定

## 基本的施策

### 保全に重点を置いた施策

地域の生物多様性の保全  
野生生物の種の多様性の保全等  
外来生物等による被害の防止

### 持続可能な利用に重点を置いた施策

国土及び自然資源の適切な利用等の推進  
遺伝子など生物資源の適正な利用の推進  
生物多様性に配慮した事業活動の促進

### 共通する施策

地球温暖化の防止等に資する施策の推進  
多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進  
基礎的な調査等の推進  
試験研究の充実など科学技術の振興  
教育、人材育成など国民の理解の増進  
事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進  
国際的な連携の確保及び国際協力の推進

ビジョン(中長期目標(2050年))

自然と共生する世界を実現する

ミッション(短期目標(2020年))

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する

## 20の個別目標

赤字:国土交通省関連の取組例

### 戦略目標A: 生物多様性を主流化することにより、損失の根本原因に対処する

- 目標1: 生物多様性の価値を、人々が認識する。
- 目標2: 生物多様性の価値を政府の計画に組み込む。  
(都市における生態系ネットワーク計画(緑の基本計画))
- 目標3: 生物多様性に有害な措置(補助金を含む)が廃止され、正の奨励措置が策定、適用される。  
(自治体レベルでの緑化の義務付け制度)
- 目標4: 全ての関係者が行動を行い、計画を実施する。  
(開発事業における環境配慮、生物生息域を創出する河川・公園事業)

### 戦略目標B: 生物多様性への直接的な圧力を減少させる

- 目標5: 森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減する、または零に近づく。  
(干潟の再生等の自然再生)
- 目標6: 過剰漁獲を避け、回復計画が実施され、漁業の生態系への影響を安全の限界の範囲内に抑える。
- 目標7: 農業・林業が持続的に管理される。
- 目標8: 汚染が有害でない水準まで抑えられる。  
(海の再生、河川・湖沼の水質浄化、下水道整備)
- 目標9: 外来種が制御され、根絶される。
- 目標10: 気候変動の影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系を悪化させる人為的圧力を最小化する。

### 戦略目標C: 生物多様性の状況を改善する

- 目標11: 少なくとも陸域の17%、海域の10%が保全される。
- 目標12: 絶滅危惧種の絶滅が防止され、保全状況が改善される。
- 目標13: 遺伝子の多様性が維持される。

### 戦略目標D: 生物多様性から得られる恩恵を強化する

- 目標14: 生態系サービス提供され、人の福利に貢献し、その際弱者のニーズが考慮される。
- 目標15: 劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を含む生態系の回復を通じ、生態系が気候変動の緩和と適応に貢献する。
- 目標16: 遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が施行され、運用される。

### 戦略目標E: 参加型計画立案等を通じて実施を強化する

- 目標17: 効果的で参加型の国家戦略及び行動計画を策定する。
- 目標18: 伝統的知識が尊重される。
- 目標19: 関連する知識・科学的基礎及び技術が改善、共有、適用される。  
(「地球地図」、河川水辺の国勢調査)
- 目標20: 人的・資金的能力が顕著に増加する。

## 有価・無価を問わず、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

### 基本原則等

循環型社会の形成に関する行動が、自主的・積極的に行われることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を推進  
 発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(マテリアル・リサイクル)、熱回収(サーマル・リサイクル)、適正処分の優先順位により、対策を推進  
 自然界における物質の適正な循環の確保に関する施策等と有機的な連携

### 責務

#### 国

基本的・総合的な施策の策定・実施

#### 地方公共団体

循環資源の循環的な利用及び処分のための措置の実施  
 自然的社会的条件に応じた施策の策定・実施

#### 事業者

循環資源を自らの責任で適正に処分(排出者責任)  
 製品、容器等の設計の工夫、引取り、循環的な利用等  
 (拡大生産者責任)

#### 国民

製品の長期使用  
 再生品の使用  
 分別回収への協力

### 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会の形成に関する基本方針、総合的・計画的に講ずべき施策等を定める  
 ・原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定  
 ・計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取  
 ・政府一丸となって取り組むため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定  
 ・計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告  
 ・計画の策定期限、5年ごとの見直しを明記  
 ・国の他の計画は、この基本計画を基本とする

### 循環型社会の形成に関する基本的施策

発生の抑制のための措置  
 適正な循環的な利用・処分のための措置  
 再生品の使用の促進  
 製品、容器等に関する事前評価の促進等  
 環境の保全上の支障の防止  
 環境の保全上の支障の除去等の措置  
 発生の抑制等に係る経済的措置  
 地方公共団体の施策

公共的施設の整備  
 地方公共団体の施策の適切な策定等の確保  
 教育及び学習の振興等  
 民間団体等の自発的な活動の促進  
 調査の実施  
 科学技術の振興  
 国際的協調のための措置

## 循環型社会の形成

### 循環型社会

： 廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用(再使用、再生利用、熱回収)の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し環境への負荷が低減される社会

## 現状と課題

- 関係主体の取組により、最終処分量の減少など循環型社会の形成の推進に一定の成果
- 世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性  
3 Rの徹底など国内外において循環型社会の形成をより一層進めていくことが課題。

## 循環型社会の中長期的なイメージ

- 「低炭素社会」や「自然共生社会」に向けた取組とも統合した、「持続可能な社会」の実現
- より良いものが多く蓄積され、それを活かした豊かさが生まれる「ストック型社会」の形成  
地域の特性に応じた循環型社会(地域循環圏)、「もったいない」の考えに即したライフスタイル、関係主体の連携・協働、ものづくりなど経済活動における3 Rの浸透 など

## 各主体の取組

### 連携・協働

循環型社会の形成に向け、すべての主体が相互に連携

#### 国民

- ・ マイ箸、マイバッグの利  
用などのライフスタイル  
の改革
- ・ 不法投棄の防止や3 Rの徹底  
廃棄物処理の高度化、産業間連携

#### 事業者

#### NGO/NPO、大学等

#### 地方公共団体

- ・ 連携・協働のつなぎ手
- ・ 知見の充実や信頼情報の提供
- ・ 関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施

#### 国

- ・ 関係主体のパートナーシップを図るとともに、国全体の取組を総合的に実施

低炭素や自然共生との統合的取組(廃棄物発電やバイオマス利活用)、

「地域循環圏」の形成推進、3 Rに関する国民運動、グリーン購入の徹底など循環型社会ビジネスの振興、発生抑制を主眼とした3 Rの仕組みの充実、3 Rの技術とシステムの高度化、情報把握と人材育成、ごみゼロ国際行動計画や東アジア循環型社会ビジョン、資源生産性の向上等国際的な循環型社会の構築

## 浚渫土を埋立に利用

清水港(静岡市)の浚渫により発生した土砂を、同港の用地造成に利用(静岡県)



## コンクリートがらを盛土材として利用

津松阪港(三重県)の護岸工事で、旧護岸を撤去したコンクリート塊を破砕機で破砕し、土と混合し、新護岸の盛土材として利用(国土交通省)



旧護岸の撤去状況

コンクリート塊破砕状況

盛土転圧状況

## 道路(伐採木を法面緑化に利用)

伐採木をチップ化し、一般国道9号 東伯(とうはく)・中山(なかやま)道路(鳥取県)において、法面の緑化材料として利用(国土交通省)



## 河川(浚渫土を河川敷へ利用)

淀川河口部(大阪府)の河道掘削による発生土を淀川の河川敷の盛土材として利用(国土交通省)